

平成29年度

本部会計事業計画

社会福祉法人
智雲山福祉会

平成29年度 本部会計事業計画

1. 総括

改正社会福祉法が平成28年3月末日に成立し、今回の改正は、社会福祉法人制度の大きな改革となり、新たに評議員会の設置などが必要とされ、その準備に奔走した一年となりました。

都市部では待機児童が大きな問題となっていますが、本村においては、子ども・子育て支援に対して環境の充実に向け、あらゆる施策を講じ取組がなされているにも関わらず、過疎化、少子高齢化の歯止めが効かない現状です。

保育所の存続も危惧するような状況ですが、今回の社会福祉法の背景には、「福祉サービスの変容」も大きな一因になっています。保育現場に求められるニーズが複雑、多様化してきていることが要因ではないかと、本年度より保護者の就労等の支援の一つとして体調不良児対応型の病児保育事業を新規実施する予定です。また、本年度よりリーダー的な役割を求められる職員について、その職責に相応する技能が求められることからキャリアアップ研修が実施されることになっています。職員の資質を高め、保育所の役割をしっかりと見据えながら地域福祉の向上に向けて、行政、利用者・家族、地域住民や関係機関等様々な団体等と連携し、職員一同、なお一層の努力を重ねてまいります。役員各位におかれましては、安定した運営が持続できますよう、更なるご指導・ご支援の程、お願い申し上げます。

2. 経営基本方針

- ① 利用者の処遇にあたっては、人権を尊重し、心身ともに健やかに育成され、また発達段階・能力に応じ、日常生活が明るく快適に営むことができるよう支援します。
- ② 事業の運営にあたっては、施設が地域社会の一員であることを自覚し、地域の方々、利用者及び家族の方々から信頼されるよう努めます。
- ③ 経営にあたっては、常に最小の経費で最大の効果をあげるという視点に立ち、より一層の効率化・能率化に努めます。
- ④ 職員は、常に自己研鑽に励み、質の高い職務の実現に取り組むとともに、明るい活力ある職場づくりに努めます。

3. 会議

- ① 理事会（理事・監事）
6月 法人監査・決算理事会 11月 補正理事会 3月 予算理事会
※緊急を要する案件が生じた場合は臨時理事会を開催します。
- ② 評議員会
6月 評議員会
※緊急を要する案件が生じた場合は臨時評議員会を開催します。

4. 事業計画

施設種類	保育所
施設名称	こがね保育園

※詳細については別添の施設会計事業計画に記載しています。